

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和5年1月10日

香川県知事 池田 豊人

- 1 計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所で実施することとした定期検査を除く。）

検査区域	検査期日	検査場所	検査時間
三豊市	令和5年4月11日（火）	仁尾町体育センター	10：00～15：00
	令和5年4月12日（水）	三豊市文化会館マリノウェーブ	10：00～15：00
	令和5年4月13日（木）	栗島開発総合センター	13：10～13：40
	令和5年4月17日（月）	三豊市文化会館マリノウェーブ	10：00～15：00
	令和5年4月18日（火）	三豊市文化会館マリノウェーブ	10：00～15：00
	令和5年4月19日（水）	三野町生涯学習センター	10：00～15：00
	令和5年4月20日（木）	財田庁舎	10：00～15：00
	令和5年5月8日（月）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	令和5年5月9日（火）	三豊市市民交流センター	10：00～15：00
	令和5年5月10日（水）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	令和5年5月11日（木）	みとよ未来創造館	10：00～15：00
	令和5年5月15日（月）	山本町農村環境改善センター	10：00～15：00
観音寺市	令和5年5月16日（火）	豊浜中央公民館	10：00～15：00
	令和5年5月17日（水）	豊浜中央公民館	10：00～15：00
	令和5年5月18日（木）	豊浜中央公民館	10：00～15：00
	令和5年5月22日（月）	大野原中央集会場	10：00～15：00
	令和5年5月23日（火）	大野原中央集会場	10：00～15：00
	令和5年5月24日（水）	伊吹丸事務所	13：00～16：00
	令和5年6月5日（月）	三観広域防災センター	10：00～15：00
	令和5年6月6日（火）	一ノ谷総合コミュニティセンター	10：00～15：00
	令和5年6月7日（水）	柞田公民館	10：00～15：00
	令和5年6月8日（木）	柞田公民館	10：00～15：00
	令和5年6月12日（月）	三観広域防災センター	10：00～15：00
	令和5年6月13日（火）	三観広域防災センター	10：00～15：00
	令和5年6月14日（水）	三観広域防災センター	10：00～15：00
	令和5年6月15日（木）	三観広域防災センター	10：00～15：00
善通寺市	令和5年6月19日（月）	善通寺市役所	10：00～15：00
	令和5年6月20日（火）	善通寺市役所	10：00～15：00
	令和5年6月21日（水）	善通寺市役所	10：00～15：00
	令和5年6月22日（木）	善通寺市役所	10：00～15：00
丸亀市	令和5年10月2日（月）	綾歌市民総合センター	10：00～15：00

	令和5年10月3日(火)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和5年10月4日(水)	飯山市民総合センター	10:00~15:00
	令和5年10月5日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月10日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月11日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月12日(木)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月16日(月)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月17日(火)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月18日(水)	丸亀市役所	10:00~15:00
	令和5年10月19日(木)	本島市民センター	11:20~12:00
坂出市	令和5年10月23日(月)	香川県農協松山支店	10:00~15:00
	令和5年10月24日(火)	香川県農協林田支店	10:00~15:00
	令和5年11月1日(水)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和5年11月2日(木)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和5年11月7日(火)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和5年11月8日(水)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00
	令和5年11月9日(木)	坂出市役所本庁舎	10:00~15:00

2 計量法施行令第10条第1項第1号に掲げる特定計量器の定期検査（特定計量器検定検査規則第39条第1項の規定により特定計量器の所在の場所を実施することとした定期検査に限る。）

検査区域	検査期間	検査場所
丸亀市 坂出市 善通寺市 観音寺市 三豊市 綾歌郡 仲多度郡	令和5年7月1日から同年8月31日まで	特定計量器の所在の場所

備考 特定計量器検定検査規則第39条第1項第5号の規定により、その所在の場所を実施することとした定期検査に係る特定計量器は、ひょう量が500キログラムを超える非自動はかりとする。